

## 令和6年度

### 「中小企業等奨学金返済支援制度導入応援補助金」公募要領

#### 1 事業の目的

本補助金事業は、働き方改革に取り組み、従業員の奨学金返済に対する支援制度を設ける中小企業等を支援することにより、若年者を中心とした人材の確保と定着を促進することを目的としています。

#### 2 補助事業の概要

働き方改革に取り組み、県内に本店・本社を置く中小企業等が、その従業員を対象とした奨学金返済支援制度を有し、採用3年目までの従業員にその制度に基づいて支払った手当等に対して、県は、その額の一部を補助することとします。

##### ■概略

補助対象者	補助対象経費	補助率 補助上限額	補助対象期間	予算総額 採択予定件数
働き方改革に取り組み、その取組を定着させているもののうち、県の定める一定条件を満たす県内中小企業等（定着企業）	当該中小企業等が設けている奨学金返済支援制度に基づいて従業員に補助期間内に支給した手当等	1/2 以内 ただし 従業員 1 人あたり 10 万円/年度	原則として 交付決定日から  令和 7（2025）年 3 月 31 日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算額 令和 6 年度 9,288 千円</li> <li>・採択予定件数 交付決定額 が予算額に 達するまで</li> </ul>
働き方改革に準じる取組の実施について国の認定を受けている県内中小企業等（国制度認定企業） ・ユースエール認定企業 ・えるぼし、プラチナえるぼし認定企業 ・トライくるみん、くるみん、プラチナくるみん認定企業		1/3 以内 ただし 従業員 1 人あたり 6 万円/年度		
上記以外の企業であって、働き方改革について県が定める水準を満たしている県内中小企業等（実施企業）				

#### 3 補助事業の対象要件

##### (1) 補助申請者

本補助金の交付申請を行おうとする者（以下、「事業者」という。）は、補助金交付申請日（以下、「申請日」という。）において次のア～コの内容の条件を満たすことが必要です。

なお、次の場合は、補助対象期間内であっても、条件を満たさなくなった場合は、補助を取り消すことがあります。

- ・ ア及びウ～オ、カの③、キ～ケの条件を満たさなくなった場合
- ・ イの②に掲げる国の認定を受けているものが、その認定を取消・辞退の場合
- ・ 労働関係法令等に違反する重大な事実があった場合

##### 〔補助条件〕

ア 事業者の分類及び規模が次のいずれかに該当していること

##### ① 中小企業

本補助事業における中小企業は、次表のとおりとします。

業種	i 又は ii のいずれかの条件を満たすこと	
	i 資本金の額又は出資の総額	ii 常時使用する従業員の数
a 製造業、建設業、運輸業 その他の業種（下記及び b～d を除く）	3 億円以下	300 人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3 億円以下	900 人以下
b 卸売業	1 億円以下	100 人以下
c サービス業（下記を除く）	5,000 万円以下	100 人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下
旅館業	5,000 万円以下	200 人以下
d 小売業	5,000 万円以下	50 人以下

- ② ①と同程度の従業員規模以内の個人事業主
- ③ ①と同程度の従業員規模以内の特定非営利活動法人（以下、「NPO」という。）
- ④ ①と同程度の従業員規模以内の一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人（以下、「公益法人等」という。）
- ⑤ ①と同程度の従業員規模以内の医療法人、社会福祉法人
- ⑥ 別紙 1 の各種協同組合のうち、①と同程度の従業員規模以内のもの（以下、「協同組合等」という。）
- ⑦ ①と同程度の従業員規模以内の学校法人、宗教法人のうち、次の事業（以下、「保育所・幼稚園・認定こども園等」という。）のいずれかを営むもの（以下、「保育所・幼稚園・認定こども園等運営事業者である学校法人・宗教法人」という。）
- ・ 保育所（児童福祉法第 39 条第 1 項）
  - ・ 幼稚園（学校教育法第 1 条）
  - ・ 認定こども園（就学前の子どもに関する、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 6 項）
  - ・ 地域型保育事業（子ども・子育て支援法第 7 条第 5 項）
  - ・ 子ども・子育て支援施設等（子ども・子育て支援法第 7 条第 10 項第 4 号から第 8 号）

イ 働き方改革又はそれに準じる取組を行っており、次のいずれかに該当しているもの

- ① 働き方改革定着企業（以下、「定着企業」という。）

働き方改革に取り組み、その取組を定着させているもののうち、次の全ての項目を満たすもの

- ・ 働き方改革の意義を理解している。
- ・ 推進のための方針・目標がある。
- ・ 推進体制を整備している。
- ・ 方針・目標に沿った制度等を導入している。
- ・ 方針・目標を達成するために、制度活用促進、周知・啓発、業務改善又は実態把握・管理に取り組んでいる。
- ・ 次の成果が顕在化しているほか、その他にも実績がある。

i 直近 1 年間での常時雇用者の総実労働時間（1 人当たり 1 か月平均）190 時間以下

ii 直近 1 年間での常用雇用者の年次有給休暇平均取得日数が 5 日以上

※ 具体的には、別紙 2 の「『働き方改革』実施に係る基準」に定める条件を満たしていること

※ これらの条件は、広島県商工会議所連合会又は広島県商工会連合会が令和 2 年度まで認定していた「広島県働き方改革実践企業」に求められていた水準に類似した取組・成果です。

- ② 国制度認定企業

次のいずれかの国の認定を受け、条件を満たしているもの

- i 青少年の雇用の促進等に関する法律（通称「若者雇用促進法」）に基づく認定（通称「ユースエール認定」）を申請日以前に受け、かつ認定以降に終了した事業年度についても認定条件に適合していることの確認を受けているもの
- ii 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（通称「女性活躍推進法」）に基づく認定（通称「えるぼし認定」・「プラチナえるぼし認定」）を申請日以前に受け、かつ申請日までに取消し（辞退を含む。）を受けていないもの
- iii 次世代育成支援対策推進法（通称「次世代法」）に基づく認定（通称「トライくるみん認定」・「くるみん認定」・「プラチナくるみん認定」）を申請日以前に受け、かつ申請日までに取消し（辞退を含む。）を受けていないもの

③ 働き方改革実施企業（以下、「実施企業」という。）

次の条件を全て満たしているもの

- ・ 推進のための方針・目標がある。
- ・ 推進体制を整備している。
- ・ 方針・目標に沿って制度等を導入している。
- ・ 方針・目標を達成するために、制度活用促進、周知・啓発、業務改善又は実態把握・管理のいずれかに取り組んでいる。

※ 具体的には、別紙2の『働き方改革』実施に係る基準に定める条件を満たしていること

ウ 従業員の奨学金等の返済を支援する社内制度（以下、「支援制度」という。）を有すること（支援制度の具体的要件については、(2)をご覧ください。）

エ 広島県内に本店・本社（NPO、公益法人等、医療法人、社会福祉法人、協同組合等、保育所・幼稚園・認定こども園等運営事業者である学校法人・宗教法人においては、主たる事務所）を有するか、同等の機能（経営・人事の意思決定の権限を有する程度）を有すること

オ 事業分野が、日本標準産業分類の大分類「公務」以外に属すること

ただし、性風俗関連営業・接待を伴う飲食等営業又はこれらの一部を受託する営業を行っているものや公序良俗に反するものは除きます。

カ 次のいずれかに該当しないこと

- ① 申請日において、発行済株式の総数又は出資価額の総額の 1/2 以上が同一の大企業又はその支配下にある企業の所有に属していること
- ② 申請日において、役員数の 1/2 以上を大企業の役員又は職員が兼ねていること
- ③ 国又は地方公共団体が出資又は経営に関与していること

キ 申請日から過去 3 年間に労働関係法令等に違反する重大な事実がないこと

ク 次の①～⑥に該当する者が、申請者の経営に関与していないこと

- ① 暴力団員
- ② 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- ③ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- ④ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- ⑤ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑥ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

ケ 県税について未納がないこと

コ 令和6年度において、すでに本補助金に係る同一年度の新規交付決定を受けていないこと

(2) 補助対象となる支援制度

本補助金の対象となる支援制度は、次の全ての条件を満たすことが必要です。

- ア 申請日時点において、社内規定の形で明文化され、従業員に対して周知されていること
- イ 通貨（現金、口座振込等）により支給するもの（以下、「手当等」という。）であること（貸付、物品支給となるものは対象になりません。）、又は奨学金などの修学資金（以下、「奨学金等」という。）の債権者に対して補助事業者から代理返済を行うもの（以下、「代理返済」という。）であること（以下、あわせて「給付」という。）
- ウ 最低年1回以上の給付があること
- エ 支援制度を活用した従業員に対して、退職時に支給額の全部又は一部の事業者への返還義務を課していないこと
- オ 補助対象期間以前から在籍している従業員の場合、給付に伴い、本給その他の手当の減額が行われていないこと

(3) 補助対象となる支援対象従業員

本補助金の対象となる支援対象従業員（以下、「対象従業員」という。）は、次の全ての条件を満たすことが必要です。

- ア 申請日時点において、雇用期間の定めのない従業員であること
  - ・多様な正社員や試用期間中でも可。
  - ・勤務時間数が週20時間未満の場合は対象となりません。
  - ・申請年度内に、正社員など、雇用期間の定めのない従業員として登用予定のある者についても事前に申請できますが、雇用期間の定めのない従業員となって以降の給付が補助対象となります。
- イ 申請日時点において、入社後3年を経過していないこと  
ただし、補助対象期間中に入社4年目を迎える場合、それ以降は期間内であっても、補助対象となりません。
- ウ 次のいずれかの奨学金等を、返済中又は補助対象期間内に返済を開始予定であること
  - ① (独)日本学生支援機構の奨学金
  - ② 地方公共団体、大学、公益法人等その他各種団体の奨学金  
(ただし、別紙3「除外対象奨学金等」のものは除きます。)
  - ③ 職業訓練に係る融資のうち、技能者育成資金融資
- エ 対象従業員本人が、奨学金等の返済の義務を負っている（債務者である）こと
- オ 事業主と同居している親族以外の者であること  
(ただし、一般の従業員と同様に指揮命令、勤務時間、賃金等の労働条件・環境にある者はこの条件に該当することとします。)
- カ 役員等、事業主と利益を同一にする地位以外の者であること
- キ 補助申請者が保育所・幼稚園・認定こども園等運営事業者である学校法人・宗教法人の場合、対象従業員が保育所・幼稚園・認定こども園等の運営事業に従事している従業員であること  
(補助期間内に対象従業員が保育所・幼稚園・認定こども園等の運営事業に関わる部署から異動した場合は、異動した日以降に行われた給付は補助対象となりません。)

ク 補助対象期間の各年度の末日（3月31日）において、申請時と同じ補助事業者<sup>ク</sup>に雇用されている事（ただし、グループ会社等への転籍による退職は退職日までは補助対象になります。それ以降の補助対象期間については、転籍先での申請が必要となり、交付決定日以降が補助対象となります。）

#### 4 補助対象期間

交付決定日から、令和7年3月31日まで

なお、交付決定日（県が申請に基づいて補助対象とすることを決定した日）前の給付は、補助対象となりませんので、ご注意ください。

ただし、令和6年7月31日（水）17:00（必着）までに申請書を提出する場合に限り、令和6年4月1日から交付決定日の間の給付も補助申請できます。

#### 5 補助対象経費

事業者が、支援制度に基づいて対象従業員に対して行った給付が補助対象経費となります。

なお、補助対象経費に該当するかは、給与等の計算期間に関わりなく、実際の支払日を基準としますので、補助を行う期間の県の会計年度内に支払を行った給付が補助対象となります。

〔例：令和6年度分の補助は、令和7年3月31日までに支払うものが対象となり、給与締め日が毎月20日・支払いが翌月10日の場合、3月10日払いの2月分までが対象になります。〕

#### 6 補助率及び補助上限額

ア 定着企業、国制度認定企業： 補助対象経費の1/2以内

（ただし、補助対象従業員1人あたり10万円/年度）

イ 実施企業： 補助対象経費の1/3以内

（ただし、補助対象従業員1人あたり6万円/年度）

なお、上記に関わらず、この補助金に係る県からの補助金額は、補助対象経費全体からこの補助金以外の助成等の額を除いた金額を超えることはできません（＝給付を行うにあたり事業者が自己負担する金額が上限）

また、実施企業として補助申請を行った場合は、交付決定後に定着企業又は国制度認定企業の条件を満たしても交付決定済の補助金の補助率は変更できませんのでご注意ください。

#### 7 補助金の支払

年度終了後及び補助期間全体の終了後に、各年度分の実績報告の内容を確認して支払います。

なお、各年度の3月31日に在籍していない対象従業員に係る補助金は、当該年度を含め、それ以降は支払えません（年度途中で退職した従業員の手当等は当該年度以降補助対象外となります）ので、ご了承ください。ただし、グループ会社等への転籍による退職は除く。

#### 8 申請手続等

##### （1）申請書の受付期間

令和6（2024）年4月1日（月）～令和7（2025）年2月28日（金）17:00（必着）

##### （2）提出書類

ア 補助金交付申請書（様式第1号）

① 申請書本紙

- ② 別紙 1 事業計画書
- ③ 別紙 2 支出計画書
- ④ 別紙 3 会社・団体概要書
- ⑤ 別紙 4-1 働き方改革取組状況申告書  
(定着企業のうち「広島県働き方改革実践企業」認定有り企業のみ。)
- ⑥ 別紙 4-2 働き方改革の取組に係る認定基準該当状況申告書  
(定着企業のうち「広島県働き方改革実践企業」認定無し企業のみ。)
- ⑦ 別紙 5 働き方改革実施申告書 (実施企業のみ。)

#### イ 添付書類

- ① 事業者の企業・団体概要資料 (パンフレットなど事業者の活動内容がわかるもので可)
- ② 認定通知書又は確認通知書等の写し (「国制度認定企業」のみ。)
- ③ 就業規則、賃金規則等、支援制度が明文化され、手当等の支給根拠となっている内部規程の写し
- ④ 支援対象従業員に係る書類 (補助対象従業員一人毎に必要)
  - a. 雇用契約書等、従業員との雇用関係及び雇用形態を確認できる書類の写し
  - b. 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
  - c. 過去 1 年間の賃金台帳の写し (申請日の 4 か月以前から在籍している従業員のみ)
- ⑤ 県税に係る納税証明書 (未納なし証明書)
- ⑥ 広報利用に係る同意書

※ 令和 3 年度から令和 5 年度の間の本補助金の交付決定を受けており、かつ、当該書類の内容に変更がない場合、令和 6 年度の新規申請については、上記ア⑥ (別紙 4-2 働き方改革の取組に係る認定基準該当状況申告書) の一部記載の省略や、ア⑦ (別紙 5 働き方改革実施申告書) 及びイ① (企業・団体概要資料 (パンフレット等))、イ③ (手当等の支給根拠となっている内部規程の写し)、イ⑥ (広報利用に係る同意書) の提出を省略できます。

### (3) 問合せ先、提出先及び提出方法等

#### ① 問合せ先

広島県 商工労働局 雇用労働政策課 雇用労働企画グループ  
 電話 : 082-513-3424 FAX : 082-222-5521  
 e-mail: syokoyou@pref.hiroshima.lg.jp

#### ② 提出先及び提出方法

##### a. 提出先

広島県 商工労働局 雇用労働政策課 雇用労働企画グループ  
 〒730-8511 広島市中区基町 10-52  
 電話 : 082-513-3424

##### b. 提出方法

持参、郵送とします。

- ・ 持参の場合は、広島県庁東館 3 階までお越しください。

受付時間は、9:00～12:00、13:00～17:00（土日祝・年末年始を除く）となります。

- ・ 郵送の場合は、封筒の表に「中小企業等奨学金返済支援制度導入応援補助金」と朱書きし、書留又は特定記録郵便で送付してください。（8(1)の申請受付期間内必着）

## 9 補助事業者の義務等

本補助事業の交付決定を受けた場合、次の条件を遵守しなければなりません。

### (1) 補助事業の交付条件の変更等について

交付決定を受けた後、対象従業員の増減や支援制度の変更、補助金申請額等、交付の前提となっている条件が変更となった場合、次表により知事の承認を受ける必要があります。

#### 【承認の要否】

事 象		承認の要否	備 考
・対象従業員の追加・変更 (採用、在職者の新規支給認定等)		変更承認要	令和6(2024)年度内に提出する場合に限る。(*)
・対象従業員の減 (退職等)	一部	不要	
	全員	中止承認要	令和6(2024)年度内の場合
事業実績報告要		(事象発生後30日以内又は翌年度の4月4日まで提出)	
・支援制度の重要な変更 (支給認定・給付額等に係る基準変更等) ・県以外からの助成の有無に係る変更 (雇用調整助成金を除く)		変更承認要	変更内容に関わらず、変更実施日前に承認要
・対象従業員に対する支給額の変更 (給与額連動の場合、昇給・降給による増減等)	増額	変更承認要	令和6(2024)年度内に提出する場合に限る。(*)
		不要	(補助額増額は不可)
	減額	不要	

(\*)予算の範囲内の場合に限る。ただし、補助対象となるのは、県が変更承認申請を受理し、変更交付決定を行った以降から。

### (2) 補助事業の実績報告について

交付決定を受けた事業者（以下、「補助事業者」という。）は、翌年度の4月4日まで（本補助事業が年度途中で完了したとき（例：対象従業員が全員退職したとき等）に、その日から起算して30日を経過した日又は4月4日のいずれか早い日まで）に、次の書類を提出していただく必要があります。

- 補助事業実績報告書（様式第5号）
- 添付書類

・当該年度の賃金台帳の写し

- |   |   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>- 支払年月日が記載又は追記されたもの。補助対象従業員一人毎に必要。</li> <li>- 補助対象期間が年度途中で開始する場合は、当該期間に属する部分のみ。</li> </ul> | } |
|---|---|

・代理返済を行った場合は、奨学金貸与団体に対する代理返済の申請に係る書類（対象者名簿及び代理返済額がわかるもの）の写し及び領収書又は振替振込請求書兼受領証の写し、その他代理返済を行った証拠となる書類の写し

### (3) 経理及び証拠書類等の保存について

補助事業者は、本補助金に係る経理についての収支を明確にした帳簿、及び補助金交付の根拠となった書類を整備して、本補助事業が完了した日から起算して5年を経過した日の属する県の会計年度の末日まで、

保存しなければなりません。

(4) 中間検査、確定検査等への対応について

補助事業者は、本補助事業実施中に県が行う中間検査及び実績報告書に基づく履行確認、その他県が行う検査に対応しなければなりません。

また、各年度終了後、本補助金の所管課の検査とは別に、県監査委員による実地検査が実施される場合があります。

(5) フォロー調査への協力について

本補助事業終了後、対象従業員の定着状況や支援制度の効果等について各種調査を行う場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

(6) 補助金の返還等

補助事業者が、虚偽の申請やその他不正な手段により補助金の交付を受けた場合や、正当な理由なく遵守すべき事項に違反した場合、県は補助金の返還を求める場合があります。

10 審査及び事業の流れ

別紙4を参照ください。

11 情報公開等

補助事業者は、県議会への報告、県ホームページ等で名称を公開いたします。

また、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人等の適正な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となります。

なお、働き方改革の推進と人材確保に向けたPRとして、広報利用の同意をいただける場合、各補助事業者の会社概要や働き方改革の実施状況、奨学金返済支援制度概要などを県ホームページや県の広報媒体等でPRさせていただきます。

12 その他注意事項

(1) 交付申請書類及び事業実績報告等の作成経費について

本補助事業の申請に当たって要した交付申請書等の作成経費は、交付決定の成否を問わず、申請者の自己負担となります。

また、交付決定後に提出いただく変更申請や事業報告書等の作成経費についても同様となります。

(2) 提出された書類の取扱

提出された応募書類等については、採択の成否を問わず、一切返却できませんので、ご了承ください。

応募書類等に記載の事項については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づいて取り扱うほか、本補助事業実施のためにのみ使用することとします。

(3) 寄附制限について

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第22条の3第4項の規定により、広島県から補助金等（一部例外を除く）の交付の決定を受けた会社その他の法人は、交付決定の通知を受けた日から1年間、



広島県議会の議員若しくは長に係る公職の候補者（候補者となろうとする者及び公職にある者を含む。）を推薦し、支持し、若しくはこれに反対する政治団体（政党等）に対して政治活動に関する寄附をすることができないこととされています。

本補助金は、上記の一部例外（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わない補助金等）には該当せず、寄附制限が適用されるものと判断しています。

名 称	根 拠 法
共済水産業協同組合連合会	水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）
漁業協同組合	
漁業協同組合連合会	
漁業生産組合（当該組合の事業に従事する組合員に対し給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給するものを除く。）	
商工組合（組合員に出資をさせるものに限る。）	中小企業団体の組織に関する法律
商工組合連合会（会員に出資をさせるものに限る。）	
商店街振興組合	商店街振興組合法（昭和三十七年法律第四百一十一号）
商店街振興組合連合会	
消費生活協同組合	消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）
消費生活協同組合連合会	
信用金庫	信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）
信用金庫連合会	
森林組合	森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）
森林組合連合会	
水産加工業協同組合	水産業協同組合法
水産加工業協同組合連合会	
生活衛生同業組合（組合員に出資をさせるものに限る。）	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律
生活衛生同業組合連合会（会員に出資をさせるものに限る。）	
生活衛生同業小組合	
生産森林組合（当該組合の事業に従事する組合員に対し給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給するものを除く。）	森林組合法
船主相互保険組合	船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第七十七号）
たばこ耕作組合	たばこ耕作組合法（昭和三十二年法律第三十五号）
中小企業等協同組合（企業組合を除く。）	中小企業等協同組合法
内航海運組合	内航海運組合法（昭和三十二年法律第六十二号）
内航海運組合連合会	
農業協同組合	農業協同組合法
農業協同組合連合会（別表第二の農業協同組合連合会の項に規定する財務大臣が指定をしたものを除く。）	
農事組合法人（農業協同組合法第七十二条の十第一項第二号（農業の経営）の事業を行う農事組合法人でその事業に従事する組合員に対し給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給するものを除く。）	
農林中央金庫	農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）
輸出組合（組合員に出資をさせるものに限る。）	輸出入取引法
輸出水産業組合	輸出水産業の振興に関する法律（昭和二十九年法律第五十四号）
輸入組合（組合員に出資をさせるものに限る。）	輸出入取引法
労働金庫	労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）
労働金庫連合会	
労働者協同組合連合会	労働者協同組合法

## 働き方改革実施に係る基準

## 1 働き方改革とは

働き方改革とは、様々な職場において、生産性の向上と個々人の暮らしの充実を目指し、自律的で多様な働き方を選択できる職場環境整備の推進や、業務の効率化等による長時間労働の抑制、休暇取得の促進などに取り組むことです。

この補助金における働き方改革に取り組む「定着企業」及び「実施企業」とは、働き方改革の意義を理解し、これを推進するための「しくみ」を作り、「行動」をしている企業です。さらに「定着企業」は、これらの中でも、取組の結果、実績・成果が顕在化している企業のことを指します。

## 2 審査項目

次の図のとおり、取り組んでいる働き方改革の内容について、

- ① 「方針・目標の明確化」を行い、
- ② 社内において中心となって推進する組織や責任者などの「推進体制」を定め、
- ③ 方針・目標に達成するために導入している「制度等」が存在し、
- ④ 方針・目標の達成やそのために導入した制度等の利用を促進するために、「制度利用促進」、「周知啓発」、「業務改善」又は「実態把握・管理」に分類される「行動」を、反復継続している。
- ⑤ 働き方改革の取組の成果がでており、次の2つの成果が顕在化しているほか、その他の実績がある。（「定着企業」のみ）
  - i 直近1年間での常時雇用者の総実労働時間（1人当たり1か月平均）190時間以下
  - ii 直近1年間での常用雇用者の年次有給休暇平均取得日数が5日以上
 これらの条件に該当する場合、本補助金を申請できる「定着企業」、「実施企業」としています。

図. 中小企業等奨学金返済支援制度導入応援補助金における働き方改革実施に係る要件

		「方針・目標」を達成するために、その内容に即した一貫した「しくみ」・「行動」					
大項目	しくみ			行動			
小項目	方針・目標の明確化	推進体制	制度等	制度利用促進	周知啓発	業務改善	実態把握・管理
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 方針の明確化</li> <li>■ 目標の明確化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 社内推進体制の明確化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 方針・目標達成に資する制度等の導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 制度を活かすためのルール等の導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 周知・啓発</li> <li>■ 教育・研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 業務プロセス・業務内容の見直し等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 管理・実績把握</li> <li>■ 従業員の意識・意向把握 等</li> </ul>
該当要否	必須	必須	必須	「定着企業」4分類それぞれにおいて2～3つの行動が必要 「実施企業」いずれかに分類される行動が最低1つ必要			

（「定着企業」のみ）  
実績・成果

## 3 ポイント

- ・ 方針や目標は、従業員もその内容を共有していると判断できる程度の方法で設定・周知されている必要があります。
- ・ 推進体制は、社内において方針・目標を達成するために必要な権限、役割などが付与されている必要があります。
- ・ 方針・目標、制度等及び行動は、取り組んでいる働き方改革の内容に達成するために関連性が認められるものである必要があります。

例： 残業時間の削減

・ 方針・目標： 年間残業時間の前年比〇〇%削減

（設定方法： 役員会にて決定、社内に掲示 → 社内文書で定めている）

・ 制度： 毎週水曜日、給与等支給日をノー残業デーに設定（メールで社内通知）

・ 取組：

① ノー残業デーに役員が終業時間に見回り

（制度利用促進： ルールの設定、周知啓発： 全従業員に制度を情報発信）

② 経営会議で各部門の責任者が実績と前年比増減を説明、対策を協議

（実態把握・管理： 経営者層や管理職が把握、業務改善： 業務内容の見直し）

#### 4 添付書類

働き方改革に係る方針・目標を達成するために導入している社内制度の内容がわかる資料の写し  
(規定、社内通知(文書・メールなど)、従業員向けの社内報等)  
(過去に、「広島県働き方改革実践企業」認定済みの場合は、添付の必要はありません。)

#### 5 その他

申請様式で類型を選択するのみの項目については、審査過程で詳しい内容をお尋ねすることがあります。  
また、中間検査時に取組の具体的内容についてご説明いただくこともあります。

## 除外対象奨学金等

以下の奨学金等は、中小企業等奨学金返済支援制度導入応援補助金交付要綱第3条第12号イのただし書きにより、補助金の対象外となる奨学金等です。

- ・ 広島県医師育成奨学金
- ・ 広島県助産師修学資金
- ・ 広島県介護福祉士修学資金等貸付
- ・ 歯科衛生士修学支援金（広島県）
- ・ 広島県未来チャレンジ資金
- ・ ひろしまDX人材育成奨学金
- ・ 広島県調理師等研修資金貸付
- ・ 府中市医師育成奨学金
- ・ 三次市医師育成奨学金
- ・ 三次市教育奨学金
- ・ 安芸太田町医療技術者等育成奨学金
- ・ 安芸太田町病院事業医療技術修学資金
- ・ 福山市未来創生人材育成奨学ローン
- ・ 庄原市医療従事者育成奨学金
- ・ 補助申請者が自ら貸与する奨学金や修学資金等
  
- ・ 補助申請者が主な出資者となっている、又は、補助申請者の代表者や主な出資者と代表者を同じくするなど、補助申請者と関係性が深いと認められる団体が貸与する奨学金や修学資金等

